

横浜市教育委員会
定例会会議録

- 1 日 時 平成25年6月14日（金）午前10時00分
- 2 場 所 教育委員会会議室
- 3 出席委員 今田委員長 奥山委員 間野委員 坂本委員 西川委員 岡田委員
- 4 欠席委員 なし
- 5 議事日程 別紙のとおり
- 6 議事次第 別紙のとおり

教 育 委 員 会 定 例 会 議 事 日 程

平成 25 年 6 月 14 日（金）午前 10 時 00 分

- 1 会議録の承認
- 2 教育長一般報告・その他報告事項
体罰の実態把握に係る文部科学省への報告について ほか
- 3 審議案件
教委第 15 号議案 平成 25 年度横浜市教育委員会永年勤続表彰に係る被表彰者の
決定について
- 4 その他

[開会時刻：午前10時00分]

～傍聴人入室～

今田委員長

おはようございます。ただいまから教育委員会定例会を開会いたします。
初めに、会議録の承認を行います。5月7日、5月24日の会議録の署名者は奥山委員と坂本委員です。
会議録につきましては、既にお手元に送付してございますが、字句の訂正を除き承認してよろしいでしょうか。

各委員

<了 承>

今田委員長

それでは、承認いたします。なお、字句の訂正がございましたら、後ほど事務局までお伝えください。
次に、議事日程に従い、教育長から一般報告をお願いします。

岡田教育長

【教育長一般報告】

1 市会関係

- 5/27 こども青少年・教育委員会
- 5/30 本会議（第4日）議案議決

2 市教委関係

(1) 主な会議等

- 6/13 平成25年度第1回指定都市教育委員・教育長協議会

(2) 報告事項

- 体罰の実態把握に係る文部科学省への報告について
- 横浜子ども会議の開催について

報告いたします。まず、市会関係です。5月27日にこども青少年・教育委員会が開催されました。議題は、国の予算と制度拡充に伴う増額補正として平成25年度横浜市一般会計補正予算がございました。内容ですけれども、スクールサポート事業と理科支援員の配置事業、そして理科教材を集中的に整備する学校運営振興費の増額補正についてお願いしました。5月30日には本会議が開催されまして、平成25年度横浜市一般会計補正予算が議決をされました。さらに、議員提案によります横浜市民の読書活動の推進に関する条例が制定をされました。

2番目に、市の教育委員会関係ですけれども、6月13日、平成25年度の第1回指定都市教育委員・教育長協議会が相模原市で開催されまして、私と奥山委員で出席をいたしました。国に対する要望事項につきまして議論させていただきました。

次に、報告事項ですけれども、体罰の実態把握に係る文部科学省への報告、横浜子ども会議の開催の2点につきまして、所管課から説明をさせていただきます。

以上です。

今田委員長	<p>教育長の報告が終了しましたが、ご質問等ございますか。よろしいですか。それでは、ご質問がなければ、先ほど教育長より別途、所管課から説明とありました体罰の実態把握に係る文部科学省への報告について説明をお願いします。</p>
齊藤健康教育・人権教育担当部長	<p>健康教育・人権教育担当部長の齊藤でございます。それでは、文部科学省が実施いたしました体罰の実態把握に係る緊急調査に関しまして、文部科学省へ報告いたしました本市の状況について報告いたします。課長から説明させていただきます。</p>
酒井人権教育・児童生徒課長	<p>人権教育・児童生徒課長の酒井でございます。どうぞよろしくお願いいたします。</p> <p>文部科学省が行いました体罰の実態調査ということでございますが、大阪で体罰を受けて自ら命を落とすといった子供がいたことを受けて、国が緊急に各教育委員会に調査を求めたものでございます。調査自体は2つありまして、私どもは県教委と共同して行いました。まず、調査時点で把握できていた体罰の件数等を第1次調査として報告するというものがありました。それから、今回、緊急に第2次調査を行いました。こちらについては、本市では県と同一歩調で、28万人の子供及び保護者の皆さんに質問紙をお渡ししまして、それをご記入いただき、料金後納郵便で私ども事務局にお送りいただくという経緯がございましたが、そこから新たに把握できたものを第2次調査として報告するというところでございます。今回この場で報告させていただくのが、この第2次調査ということでございます。</p> <p>第2次報告件数でございます。平成25年2月から3月、いわゆる緊急調査の期間に、新たに把握した体罰は13件でございました。第1次調査としてそれまで把握できたものは、11件という報告をしてあるということとその括弧書きのところに記載してございます。</p> <p>発生の状況でございます。今申し上げた13件ということでございますが、黒い丸の2つ目、校種別ということでございますと、小学校2件、中学校10件、高等学校1件、特別支援学校には発生なしという結果でございました。数を見ていただくとお分かりのとおり、13件の中の10件が中学校ということで、8割が残念ながら中学校であったということでございます。</p> <p>3つ目の中黒でございます。発生の場面でございますが、部活動における体罰、これが8件でございました。全体の6割を占めるということになります。中学校では、先ほど申し上げた10件のうち7件が部活動の中での発生でございました。</p> <p>被害を受けた児童生徒は39名おりました。これは、1人の行為者によって複数の子供が体罰行為を受けるというようなこともございましたので、13件で39名ということになっているわけでございますが、小学生が2人、中学生が36人、高校生が1人でございました。</p> <p>そして、最後の黒い丸のところでございますが、体罰の態様は、「素手で殴る」ということが8件で、多くは「平手で頬を叩く」というものでございます。</p> <p>なお、2枚目に両面印刷の資料がございます。今申し上げた状況として、例えば下の方を見ていただきますと、授業中、放課後などの場面について詳しく書いてあったり、あるいは場所についても教室、職員室、運動場、体育館など細かく書いたものが記載してございます。</p> <p>裏面には体罰に関する取組ということでご覧おきいただければと思います。</p> <p>なお、体罰については、何とかしてこれを根絶していかなければならないわけ</p>

でございます、これまでも、本市においては各学校に、年間複数回の体罰に特化した研修ということを求めてきております。平成24年度は、全校平均で2.88回の研修を持っていただいておりますけれども、一層の充実という視点で、その参考のために、この度体罰に関する研修資料を更新し、学校に提供するとともに、研修会などの実施、こういったものを目指しつつ、根絶を目指して取り組んでいるというところでございます。

以上、体罰に関しまして、国への報告件数等でございます。

今田委員長

所管課から説明が終了しました。ご質問ございましたらどうぞ。

間野委員

第2次報告のこの13件の発生時期なのですけれども、それはいつになるのでしょうか。

酒井人権教育・児童生徒課長

実は、第1次報告というのが、それまで私たちが把握できていた件数ということで、比較的発生直後に報告をいただいているというケースでした。第2次報告は、一概に何月ということはないのですが、4月以降でかなり前の時期に発生したものもありました。それについては私どもは把握できていなかったということになります。あるいは見方を変えれば、学校から報告いただくことができていなかったということです。そういったものがここで明らかになっておりますので、早いものですと平成24年度の年度当初に近い、そういったものも含まれております。

間野委員

それは、何が原因で、第1次報告であがってこなかったというふうにお考えでしょうか。

酒井人権教育・児童生徒課長

大きく分けて2つほど理由があろうかと思えます。一つは教員の誤った認識、この程度のもは体罰ではないと、指導の一環として許されるのではなからうかというような、これはあえて誤ったと言わせていただきますけれども、認識の違いを理由とするものでございます。それから二つ目といたしまして、体罰に関して、これは必要だといったものもでございます。こちらについては保護者の方からはそのようなご意見がかなり多く、子供たちからすれば、これは、僕たちを鍛えてくれるために必要な指導なのだというふうなことで、今申し上げた2つの理由が大きな理由として考えられるのではないかと考えております。

間野委員

今、保護者の方からは必要悪であると意見があったということですが、13件のうち8件ということで、主として部活動で発生しています。発生確率の高い部活動について教員、あるいは保護者への徹底というものが今後求められると思えます。そのために様々な取組が行われているようですが、そこに実際の部活動の指導者はどれぐらい参加しているのでしょうか。もし、そのようなデータがあれば、データがなくても、つまり研修会に参加しない人が体罰を起こしている可能性が高いと、今想像をしたのですが、あるいは体罰を起こした人にまた別に研修を行っているのであれば、そのことについて教えてください。

酒井人権教育・児童生徒課長

まず、当然、体罰を起こした者については、学校長はもちろんですけれども、私ども事務局も関わりながら指導をしているということがございます。それから、部活動顧問に特化したいいわゆる研修が今できているかということ、例えばの話ですが、中学校の先生方でありまして、正確な数字は持ち合わせておりませんが、ほ

ぼ9割位が部活動の顧問をされていると思います。生徒指導専任研修、児童支援専任研修等でも、この体罰については早速取り扱ったのですが、どこまでが部活動の顧問かという、簡単な線引きができないというふうな実態があるということは、ご承知おきいただけたらと思います。

今田委員長 どうぞ、指導部長。

入内嶋指導部長 指導部長の入内嶋でございます。今、酒井課長からもありましたけれど、少し補足させていただきます。

人権教育・児童生徒課が通知を出して研修をする場合ですと、小・中学校、高等学校、特別支援学校、全学校が全教職員対象に、先ほどお話でもあった2.88回の研修を行っています。したがって、部活動の指導者も当然その中に入っているわけですから、研修は必ず受けているということが大前提になります。しかし、今回のことを受けまして人権教育・児童生徒課とも話し合いながら、部活動の顧問の方々に対して、どのような研修をするかということも一つ課題になっております。先ほど話のあった全校で全教職員の中の研修にも部活動における体罰の事例を多く入れてもらっているというのが、今までと少し変わったところです。それを受けるとともに、昨年も行いましたが、中学校体育連盟と連携いたしまして、そこに指導主事なり専門家を呼んで、校長先生方等に、そういう研修をするということも行っています。常にそれぞれの地区、それぞれの部の顧問、部長会のところに行って、それぞれの部でさらに研修をしてもらうようお願いをしています。

それから、4方面の事務所と連携をとりまして、今のことを各区ごとの学校経営推進会議の中で、その研修をしっかりと行うようにしていただくことと、どういうときにそういうことが起きるかなど、全校長先生に研修をしてもらうように進めているところでございます。

以上です。

今田委員長 どうぞ。

奥山委員 報告ありがとうございます。やはり保護者側としましても、この部活動における体罰の割合の高さということは、非常に重く受けとめなければいけないと感じております。この中で今、部活動というふうにくくりでお話をされていますが、いわゆるスポーツ系の運動部と文化部、分けて調査というか、その辺りの実態というのも把握ができているのでしょうか。

酒井人権教育・児童生徒課長 全て運動部系の部活動でございます。

奥山委員 ありがとうございます。私も中学生の息子がおりましたのでと思いますが、やはり3年間の中学校生活というのは、非常に意味長いようで短いと言いましょいか、1年生で部活に入って無我夢中でやって、2年生でいろいろな大会に出て、3年生になるともう終わりという中では、少し疑問を感じてもそれを申し上げる機会などもなかなか難しいというのを実感しております。

今回の報告の中でも、保護者の方も、部活動に関しての捉え方なり、それから体罰ということについての認識がそれぞれ異なるようであれば、先生方の研修と

ともに、やはり学校側の部活動における指導のあり方をきちんと保護者にもお伝えする機会というの、必要ではないかなというふうに思います。併せて、保護者がそれで疑問を感じたときに、きちんと受けとめていただけるような窓口が欲しいものです。やはり自分の子供が部活動で頑張ることは、保護者として期待感があります。しかし、理不尽なことについてなかなか顧問の先生には申し上げにくいということがあると思うので、申し上げる窓口が必要になると思います。

この部活動における体罰の数の多さについて、その対策も含めて、ぜひ抜本的に考えていかなくてはいけないと感じております。よろしく願いいたします。

今田委員長

他に何か、よろしいですか。どうぞ、坂本先生。

坂本委員

さっき聞き漏らしてしまったのかもしれませんが、この13件とか39人という数字が出てきた調査の母集団というのは、28万人とおっしゃったと思いますが、28万人はどういった人数ですか。

酒井人権教育・児童生徒課長

28万人と申し上げましたが、全学校の児童生徒数でございます。加えて、もちろん教職員に対しても学校長及び校長代理が面接をするなどして、聞き取りを行っております。そういった中で先ほどご説明申し上げました13件が、体罰であろうという判断をした件数ということでございます。

坂本委員

それから、幾つか質問してから意見を申し上げたいんですけど、体罰を行った人が何人かというのは分かるのですか。

酒井人権教育・児童生徒課長

13件で13人、つまり1件について全て単独で、1人で行ったということでございます。

坂本委員

それで今、お話で、私も非常に関心があったのですが、いつ、どこで行ったかということで、先ほど4月に既に起こっていたというのがあるのですが、最近起こったものもあるのですか。

酒井人権教育・児童生徒課長

そうですね、調査の1月以降あったというケースもございました。

坂本委員

それは、どの位あるのですか。

酒井人権教育・児童生徒課長

今数字を持ってないんですけど、調査を始めてから起こったということもごく少数ございました。

坂本委員

それはものすごく問題だと思うのですね。それまでにあったものと、そういう世の中で問題が起きて、その後なお起こっているのとは、全く質が違うと思います。それを一緒に件数にするのはおかしいし、少数という意味では、まず私から見れば、28万人の調査対象で13件というのは、これはごく一部です。ほんのごく一部だと思うのですね。そうすると、この対策ですけど、28万人みんな調べて、その中の13件のためにこれだけ網をかけて、大きな対策、薄めた対策をすること

が、私はコスト・ベネフィットに合わないなと感じます。13件であるならば、その13件を根絶することに集中することです。ましてや最近起こったということでは、もうとんでもないですよ。世の中にこれだけ言われてから、まだやっているというわけですから。そのことにもっと注目すべきだと思うのですね。

それからもう一つは、部活だということが分かっている、先ほど奥山委員がおっしゃったように、部活で体罰が起きるといことは想像できるのですが、それは部活の先生の問題だけではなくて、保護者についても話題になりました。もちろん、父兄だけではなくて、その学校の方針が勝つことにどういうミッションを与えているか、その部分の影響もあると思います。やはり勝つための体罰というのはすごく多いと思いますので、その学校の部活に対するミッションもきちんと把握しないとダメです。私は、この13件について、もしこれが何百件、何千件とあれば、大きな投網をかけるような対策をしないと駄目ですけど、部活で、スポーツ部でと、対象が絞られているのであれば、もっとそれを根絶する施策をきちんとしないのかと思います。もちろん一般的な講習を逐一行うのは必要ですが、こういった体罰の対策にはなっていないのではないかと私は思います。いかがでしょうか。

酒井 人権教育・児童生徒課長

先ほど坂本委員からいただいた質問についてですが、ちょうど全部資料を持ってきておりました。最後発生したものが、平成25年2月1日でございます。

坂本委員

何件ありますか。

酒井 人権教育・児童生徒課長

それは1件です。

坂本委員

1件ですか、はい。

酒井 人権教育・児童生徒課長

2月1日に1件で、これが今回報告した最後の発生日でございます。あとご意見いただいた調査のあり方ということでございます。確かにこの13件を発掘するために、多く学校に負担がかかるという部分がございますが、やはり今のご時世、何とか根絶していきたいという思いから、今回はこのような形でやらせていただきました。今後、また必要があるかどうかは別にして、そのところは先生のご意見なども参考にしながら、今後も検討させていただきたいと思っております。また、調査の中で「体罰を受けました、見ました」ということ以外に、体罰に関する保護者からの声を数千件いただきました。そういったことも、実は件数になり、私どもの施策を、今後考える中で、非常に有効な資料の一つになると考えております。

坂本委員

私が申し上げたのは、28万人に調査をしたことが悪いと言っているわけではなく、それは非常にいいことだと思います。このような調査は何回もできませんから、この際、徹底的にやるべきで、その中からいろいろなものを、ここで全部洗い出すことは必要です。そういった意味で28万人を言ったわけではありません。私が言いたいのは、28万人を対象とした中で、問題となるものが13件しか出てきてないことです。その13件を改めさせるのに、研修会等、不特定多数の人を相手にするような対策しか伺えなかったもので、それはおかしいのではないかと考えた

のです。それはそれでやめないで、きちんと続けていくことは必要ですけど、この対策としては、この13件についてもっと深く掘り込んで、先ほど言ったようになぜ起こったのか、どのようにして起こったのか、それから、2月1日に起こっているのはどういう背景か、そういうことを突き詰めないといけないと思います。要するにこの13件を撲滅することが、まず大切ですよね。そこが、ちょっとピントが外れているのではないかと申し上げたのです。

今田委員長

どうぞ。

酒井人権教育・児童生徒課長

もちろんご意見いただきまして、13件について、また、13件だけじゃなく、第一次報告の11件を含めて掘り下げていきたいと思っております。13件への対策ということについては、坂本委員の貴重なお話を踏まえてまいりたいと思います。実は平成16年に残念な体罰が横浜市内で発生いたしまして、実はそれを契機に17年から毎年複数回、先ほど申し上げました体罰研修を学校で実施していただいているんですね。それが、今回の結果としては、これ評価ではないのですが、13件で済んだというのは、そういったものがあって、校長先生を中心にする先生方の意識が高まっていたからではないかとも思います。しかし、この13件を何とかしなければいけないということで、研修を続けて意識の高さは持続しつつ、何とかそれをまた掘り下げて、取り上げていきたいと思っております。

坂本委員

すみません。長くなってしまうので一言だけです。そういうことですので、全体が良くなっている中で、コアで残っているものをどうするかというわけです。ですから、ここにご報告いただくのも、そのしつこいものの対策をどうするか、なぜしつこいのか、なぜやめられないのかということを出していただかないと、一般的に良くなったことも分かるし、13件残っていることも分かりますけど、それだけでは議論したり考えたりすることにならないんですね。何度もくどくどすみませんがそういう意味で意見を申し上げました。以上で終わります。

今田委員長

ありがとうございました。では、西川先生。

西川委員

日ごろからご指導ありがとうございます。小学校、中学校、高等学校、各学校におきまして、クラブ活動だとか部活動だと言い方が違うと思うのですが、子供の成長にとっては教科学習、学級活動、委員会、それぞれとても大事なものです。その中で、異学年と一緒に行動をするこの部活動は、大変意義があると私は思っております。部活動中の指導の体制の中で、本当にきめ細やかなご指導をいただいて、予防をしていただいている中で、ということなのですが、やはり先ほど坂本委員からもありましたが、各校長先生が、それぞれの中学校では選手を養成するところではないということ、それから何を目的にしているのかということ、それが明確でないと、先生方は体罰に走ってしまう可能性があります。自分のこの学校のために何とかいい成果を上げたいというようなところにもものすごく走ってしまいます。非常に熱いですから。ですので、その点について学校の目的としているところはこういうことなんだと、まず、部活動をやるにあたって、マナーだとか、それから精神だとか、いろいろなことを教育するということが入っていると思うのですが、勝つことを目的にしてしまうと、やはりまずいのかなということ、先生方も体罰しようと思っただけではないと思うのですが、その辺りの行き過ぎの行為のところにつきましての原因を、やはり先ほどからお話がありますように、何でそうなってしまったのかということも、重要なポイント

ではないかなと思います。

私もいろいろな経験がありますが、まず部活動は勝つことではなくて、教育的な配慮の中の一環であるということをしごく出して、先生方をお願いした部分があるのですが、その中でどんどん活動していきますと、やはり勝つことにつながってしまうのです。だから、いきなり勝つことを目的にしていまいますと、子供も勘違いしてしまうということで、先生方も非常に悩まれている部分もあろうかなと思います。もう部活動はやりたくないと言ってしまふ先生もいるのではないかなと、大変心配をしておりますので、指導者の方で、トップの方がどういうスタンスでやるかということをしちんとお話をするのが大事かなと私思っております。

それから一つ質問なのですが、高等学校のところのその他で1件とあるのですが、どのような場面なのかお聞きしたいと思います。

今田委員長 今、西川委員がおっしゃられた高等学校の1件、その他のところですが、場所というところで、一番下の表でよろしいですか。

西川委員 はい。

酒井人権教育・児童生徒課長 高等学校でございますので、教科ごとに教科室というものがございます。その中での行為でありまして、いわゆる教室、廊下でもない、階段でもないということから、その他のところに記載をさせていただいております。

西川委員 ありがとうございます。

今田委員長 よろしいですか。それでは、今、貴重な意見がいろいろありましたので、また、是非それを踏まえて対応をしていただけたらと思います。ご苦労さまでした。それでは、次に、横浜子ども会議の開催について説明をお願いします。

斉藤健康教育・人権教育担当部長 続きまして、いじめの根絶に向けて、子供たち自身がいじめをみずからの課題ととらえ、主体的に取り組む横浜子ども会議を開催しております。会議の内容につきまして、報告させていただきます。

酒井人権教育・児童生徒課長 人権教育・児童生徒課長、酒井でございます。引き続き私からご説明申し上げます。

まず、前段となるこの子供たちの会議の前に、いじめについての本市の取組ということでお話をさせていただいたほうが良いかと思っております。大津市の昨年7月に明らかになった事件以降、今年度に入りましても、各地で様々ないじめに関する報道がなされており、残念ながら県内でも中学生がいじめを苦しむことになるというふうなことがございまして、これは、本市においても喫緊な課題であろうという認識は持っております。そこで、いじめについて取り組む中で、これは広く社会全体で取り組む必要があるのではなかろうかという視点のもとに、例えば今年度、学校の教職員の方々には、研修マニュアルを新たにつくりまして、間もなくお渡しする予定でございます。それから保護者、さらには地域の方にも、いじめについて理解していただき、そして何とか共に解決を目指し、根絶をしていくという視点から、今35万部を予定していますが、全保護者、そして地域向けにいじめ根絶に関するリーフレットを作成途中でございます。間もなく配付できるかと思っております。

そして、教師の取組、保護者、地域の取組で結びつくのが、やはり子供たちの取組ということでございます。いじめがある中で、いじめるのは子供、いじめられるのも子供、大人が頑張る、そういった必要性はもちろんあるわけでございますが、子供たちについてもここを真剣に考えてもらって、そして何とかよりよい、楽しい学校づくりが実現できたらなど、そういった思いが前段にございます。

それでは、資料に基づきご説明申し上げます。既に、6月12日に14の区が、区ごとの子ども会議を開催をいたしました。昨日は、高等学校の生徒が集まる会議が行われまして、そして学校行事の予定等によっては19日に、区ごとの開催がございます。中の下の枠の2つを見ていただきたいのですが、1回目、「各区横浜子ども会議」と書いてございます。中学校のブロックごと、いわゆる小中一貫ブロック内の小学校、中学校が1つのグループをつくり、学校の取組について考え、そしてこの後どういったテーマで話し合いを持つかというふうなことが第1回目として持たれたわけでございます。「高校横浜子ども会議」もそこに書いてあるとおりでございます。そして、2回目といたしまして、市内4方面にある学校教育事務所を中心としまして、そこに方面ごとに子供たちが集まるということで、2回目の「方面別横浜子ども会議」を開催いたします。3回目といたしましては、その中の代表する子供になろうかと思えますけれども、「横浜子ども会議」、全体会を3回目として持たせていただくということでございます。なお、日程等については、重なるところもありますけれども、記載されているとおりでございます。「方面別横浜子ども会議」が7月17日、もしくは18日、それから全体会議、「横浜子ども会議」が8月22日でございます。

次に、2に行きまして、参加者でございます。全校の児童生徒が参加するというのを基本に取り組んでいるわけでございますが、発達段階等を考えまして、小学校からは6年生の参加をいただいております。中学生、高校生は学年を問わずということでございます。そして特別支援学校については、障害の状況等によって、参加が可能であればご参加いただきたいというふうな案内をしております。高校生だけ学年を問わず20名ということですが、高校生は2回目、3回目の会議の中で、小学生、中学生を束ねるいわゆるグループごとのコーディネーター役というような役割、あるいは子供たちの意見を集約して、最終日には28万人の市立学校の子供たちに、いじめに関してのアピール文を発行する予定なのですが、小学生、中学生の意見を吸い上げて、その内容を文書化するというのを高校生にお願いしているところでございます。したがって、数が若干多いということでございます。

そして、裏面ご覧いただきまして、上から2つ目の枠に、子ども会議のテーマがございます。例えば「一人ひとりを大切にできる学校にするために」、など4つあります。これは、小中一貫ブロックの子供たちにまず選んでいただいて、これを3回通して議論していただくということです。ただ、これは全ていじめを切り口という前提がつこうかと思えます。

「各区横浜子ども会議」、こちらは既に終了したわけでございますけれども、ここに書かれているように自然発生的に、中学生が進行役をしながら小学生を含む子供たちの意見を集約するというふうな活動が、各区で展開されたと報告を受けております。「高校横浜子ども会議」も非常に高校生らしく、小学生、中学生にないような鋭い視線をもってやりとりをしていました。何よりも横浜のためにこの後自分たちも頑張りたいというふうな声、さらには区ごとも、高校生もそうですが、学校に持ち帰ってみんなで話し合いたいというふうなことが多数聞けたということも、まだ始まったところでございますけれども、非常に大きな成果を予感

させるうれしいことだなど思っております。

8月22日まで会議がございますけれども、その後については、アピール文、さらには各区・方面別・全体会でどういった話し合いがなされて、どういったことを28万人の子供が共有するか、おそらく11月頃になろうかと思っておりますけれども、全児童生徒に1人1枚ずつ広報紙を作成して配布し、学校でのその後の取組、進化、発展というふうな形で参考にさせていただこうと、こんなふうにいるところでございます。説明は以上でございます。よろしく願いいたします。

今田委員長

ありがとうございました。所管から説明が終わりました。何かご質問等ございましたらどうぞ。

奥山委員

横浜市としても、いじめ根絶に向けた取組の第一弾として、子供たちが主体的に参加できるような会議の設定ということをお願いしまして、ありがとうございました。今、説明の中にもありましたとおり、今回はもう段取りができて進めていくという形なんですけれども、横浜は約500校という学校がある中では、どれだけこのことが、自分の学校の自分のクラスで、みんながこれに関わって話ができるかどうかということが、非常に大事なことだろうと思います。あくまでこれもきっかけということですし、日ごろよりやはり学校内でこういった子供たちが話しにくいと思っているようなテーマを、どのように話をしていくことができるのか。そのファシリテイトの力と言いましょうか、そういうことも大事になってくると思いますし、私もこれにどんな感じか経過を見ていきたいとも思っておりますけれども、第一段ということで、是非ウォッチしていくというか、現場にうまく返していくということが大事ではないかなと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

今田委員長

よろしいですか。それでは、ご苦労様でした。次に、一般報告、その他ということで、私から1つご報告をさせていただきます。

昨日文部科学省で中教審の教育制度部会、通算でいくと第25回ということですが、私は臨時委員という格好で命じられて、3回目の集まりがございました。昨日は、それぞれの自治体ということで、茨城県の橋本知事、それから私、それから三鷹市の教育委員長が、自分の経験を踏まえて、約15分ずつお話をいたしました。15分といっても、皆かなり話しましたので、いろいろと意見交換をした形となりました。それぞれの自治体の規模、成熟度、そのやり方、そういうものの中でいろいろ意見が分かれるというか、意見があるというふうな実態です。いずれまたこの会議を重ねて、ある意味でしかるべき時期に成案に持っていくということなんでしょうけれども、そのような内容の会議があったということをご報告をさせていただきます。では、一般報告は以上でございます。

それでは、次に議事日程に従い、審議案件に移ります。まず、会議の非公開についてお諮りします。

教育委員会第15号議案「平成25年度横浜市教育委員会永年勤続表彰に係る被表彰者の決定について」は、人事案件のため、非公開としてよろしいでしょうか。

各委員

<了 承>

今田委員長

それでは、第15号議案は非公開といたします。審議に入る前に事務局に確認ですが、何か報告事項はありますか。

伊東総務課長

6月3日、個人1名から、進路指導に関する請願書が提出されました。また、6月7日には歴史を学ぶ市民の会・神奈川から、副読本に関する要望書が提出されました。

これらの請願書等については、教育長に委任する事務に関する規則第2条の規定に基づきまして、事務局で調整し、回答させていただきたいと思っています。

次回の教育委員会の臨時会ですが、6月28日、金曜日の午前10時から開催する予定でございますので、よろしくお願いいたします。

今田委員長

皆さん、よろしいでしょうか。それでは、次回の教育委員会臨時会は、6月28日、金曜日の午前10時から開催する予定です。別途、通知しますのでご確認ください。

その他、委員の皆さんから何かございますか。よろしいですか。それでは、特にご発言等がなければ、非公開案件の審議に移ります。傍聴の方はご退席願います。また、関係部長以外の方もご退席ください。

<傍聴人及び関係者以外退出>

<削除>

今田委員長

本日の審議案件は以上です。

これで、本日の教育委員会定例会を閉会といたします。

[閉会時刻：午前10時56分]